

平成31年第4回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成31年4月11日
開催年月日 平成31年4月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真
閉会時刻宣告者 14時37分 事務局長 玉川 真
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
6	高橋 満	第1区域	中井 孝志
7	小菅 辰彦	第2区域	高田 幸好
8	村田 茂	第3区域	染野 亘志
9	坂上 良資	第4区域	齊藤喜久夫
10	田端 久子		

○遅刻委員 なし

○欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 玉川 真 主任 浅見 孝典

会議件名

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請3件について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請6件について
- (4) 農用地利用集積計画について
- (5) 農用地利用配分計画について

(6) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。平成最後の委員会ということで、記念すべき日になります。もう来月は令和、年号が変わります。

今週も異常気象で、きのうあたり、もっと雨が降ると思ったんですけども、降らない。本当に乾燥して、農家にとっては非常に、種まきのシーズンですけども、苦勞してございます。雨乞いもしないというような話もあったんですけども、本当に水田も荒れて。

今月は、大分案件がありますので、どうぞよろしくをお願いします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、早速会議に入らせていただきたいと思います。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は13名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。それでは会議に入ります。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

7番、小菅辰彦委員、8番、村田茂委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 異議がございませんので、異議がないものと認めます。よって、議事録署名人、7番、小菅辰彦委員、8番、村田茂委員を指名します。
-

◎諸般の報告

- 議長 ここで諸般の報告をいたします。

4月3日に、宝登山神社の例大祭が開催され、式典に出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎農地法第3条の規定による許可申請1件について

- 議長 第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について議題といたします。

農地法第3条番号1、———氏所有の農地を、———氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

- 事務局 議案第1号 農地法第3条、番号1について説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、———、———さん。譲渡人、住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、地目は畑、面積は1,267平方メートルです。権利の内容は、売買によります所有権移転となっております。

次のページに案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。長瀬駅から北に約300メートルの場所です。

次に、農家の状況ですが、——さんが耕作する農地は、畑1万5,629平方メートルです。面積要件である3,000平方メートルをクリアしています。

農業従事者は、男2人、本人、父です。年間農業従事日数は、本人150日、父100日ということです。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、地目は畑、面積は1,267平方メートル、利用状況は畑となっています。

次に、資金計画は、———となります。現在お回ししています申請書に、———も添付されておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

次に、作付計画ですが、作付品目は蕎麦で、作付の時期は、平成31年6月以降を予定して

いるそうです。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。農地の区分は、駅から300メートル以内である第3種農地と判断されます。その他としましては、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道長瀬83号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

それでは、4月17日に事務局の浅見さんと、それから村田さんと3人で現地確認に行ってきました。今のところは、この土地は、ウメの木が植わっていて、それを抜いて畑にするそうなので、問題はないと思います。

以上です。

○議長 中井委員の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

8番、村田茂委員の説明をお願いします。

○村田茂委員 8番、村田です。

去る17日に事務局と中井推進委員と現地を確認してまいりました。現地は梅林になっておりまして、管理もよく手入れがしてあってキレイな状況になっておりましたが、今、中井推進委員が言うように、問題ないと思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長 村田委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑がないものと認めます。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議がないものと認めます。本件は許可相当と決定いたしました。

◎農地法第4条の規定による許可申請3件について

○議長 第2号 農地法第4条の規定による許可申請3件についてを議題とします。

農地法4条番号1、——氏より許可申請があった「太陽光発電所建設」への転用について、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議案第2号 農地法第4条、番号1についてご説明いたします。

番号1、申請者住所・氏名、————、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字————、地目は畑、面積は138平方メートルの1筆です。転用の目的は太陽光発電所の建設となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、井戸下郷区公民館の北西約100メートルの場所です。

次に、申請の事由ですが、私は環境問題に関心があり、CO2削減に貢献したいため太陽光発電所を設置するものです。本土地は地形がほぼ平坦であり、周囲に日射をさえぎる高木、高建築物等もなく、太陽光発電所適地であります。再生可能エネルギーの全量買取制度により、事業化が可能と判断しました。ということです。

次に、計画の内容ですが、土地造成138平方メートルです。工作物は太陽光発電設備で、裏面に配置図がございます。

次に、資金計画ですが、—————ということです。現在お返ししています申請書に、原本確認しました—————が添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道井戸81号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます、齊藤喜久夫推進委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 16日午前中に、事務局の浅見さん、中川委員と3人で現地を確認させてい

いただきました。既にこのところの周囲は本人がつくっている太陽光発電が並んでいますので、判断としては、やむなしというふうに考えております。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

4番、中川知久委員の説明をお願いします。

○中川知久委員 齊藤委員が言われたとおり、16日に事務局の浅見さんと現地確認に行っていました。資料のとおり三角の変な土地でございます。周辺も発電所でいっぱいになって、別にこの土地につくっても問題ないと思います。何か不明な点がありましたらご審議願います。

○議長 中川知久委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんか。質疑がございませんので、以上をもちまして、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議がないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法4条番号2、———氏により許可申請があった「自己用住宅」への転用について審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議案第2号 農地法第4条、番号2についてご説明いたします。

番号2、申請者住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字———、———、地目はいづれも畑、面積は299、11、合計310平方メートルの2筆です。転用の目的は自己用住宅になります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———区内、井戸下郷区公民館の北西側の場所です。

次に、申請の事由ですが、現在住んでいる土地が、土砂災害特別警戒区域にあるため、自己所有の安全な土地へ移転ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もごらんください。土地造成は310平米の範囲です。建築物は、専用住宅1棟、建築面積は63.7平方メートルです。排水処理方法は合併処理浄化槽となります。

次に、資金計画ですが、
—————
—————ということです。現在お返ししております申請書に、原本確認をしました—————
—————が添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。次に、その他につきましては、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内の農地であり、町道井戸6号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 こちらについては16日に事務局の浅見さんと中川委員、3人で現地を確認させていただきました。説明にあるとおり、井戸下郷区公民館の道路を隔てて、荒川寄りの裏側に該当するんですけども、今ある自宅は山際ということで、土砂災害特別警戒地域、それと、日当たりの関係等があるという問題を伺っておりますので、やむなしと考えています。

以上です。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

4番、中川知久委員の説明をお願いします。

○中川知久委員 この案件は、16日に行って確認してまいりました。

申請者本人がいて植林の作業をしていたんですが、住宅を建てるには平らでいいと。ちょっと左側に行くと、もう少し傾斜地があって、その下からまた太陽光が出ているようなところでございます。前期も、今期も2期、農業委員、世話になっていますが、この近所だけし

か土地が、井戸地区で動いているような場所でございます。ほかの地区ではこんなに、申請の案件がないのですが、井戸の下郷のこの地区だけ、今、申請して、土地利用を考えているということ、利用価値があるのかと思いますが、自分の家を安全なところに移すので、ちっとも問題はないと思います。ご審議願います。

○議長 中川知久委員の説明が終わりました。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもって、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議がないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付し、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続いて、農地法第4条番号3、——氏より許可申請があった「自己用住宅」への転用について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第2号 農地法第4条、番号3についてご説明いたします。

番号3、申請者住所・氏名、—————、
——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字—————、地目は畑、面積は366平方メートルの1筆です。転用の目的は、自己用住宅となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、倉林医院から北に約200メートルの場所です。

次に、申請の事由ですが、現在、神奈川県綾瀬市の借家で生活しておりますが、相続した長瀬の実家が空き家となっており、建てかえて、移住を計画いたしました。私はほかに所有する土地はなく、申請該地が唯一の所有地となったので、この地を終の棲家とするものです。ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もごらんください。土地造成は366平方メートルです。建築物は、専用住宅1棟、建築面積は109.72平方メートル、排水処理方法は

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして、質疑を終結いたします。

本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当にして、県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議がないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付し、県知事宛てに進達することに決定しました。

◎農地法5条の規定による許可申請6件について

○議長 議案第1号 農地法5条の規定による許可申請6件について審議を行います。

農地法5条 番号1、——氏所有の農地を——氏が「駐車場」へ転用するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議案第3号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、——、——、
——、譲渡人、住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字中野上字——、地目は畑、面積は1,011平方メートルの1筆です。転用の目的は駐車場で追認となります。権利の内容は、賃借権となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、セブンイレブン中野上店の東、約150メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、今まで当社の近くに賃貸物件で契約していた場所が地主様の都合で返済しました。そこでやむなく工場内に無理やり駐車しておりましたが、近隣の皆様の迷惑や従業員の安全上の問題もあり、近接地で適当な広さの場所を探していたところ、該当地の地主様のご厚意により借用できるようになったため、申し出するものです。ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もごらんください。土地造成は1,011平方メートルです。

次に、農地の状況ですが、長瀨町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、役場から300メー

トル以内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道本中35号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、高田幸好委員の説明をお願いします。

○高田幸好委員 高田です。

去る19日の日に、浅見事務局と、それから坂上委員、3人で現地を確認いたしました。私の自宅から約10メートルのところにある土地でして、なかなか何も表札がないような、放置されていた土地でございまして、特に問題ないというふうに判断いたします。

以上です。

○議長 高田幸好委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

9番、坂上良資委員の説明をお願いします。

○坂上良資委員 9番、坂上です。

19日に浅見事務局さんと高田推進委員さんと現地を確認してきました。現地はもう駐車場として使用する予定でした。問題はないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 坂上良資委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議がないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法5条 番号2、———氏所有の農地を———氏が「駐車場」へ転用するための許可申請について、審議を行います。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号 農地法第5条番号2についてご説明いたします。

番号2、譲受人、住所・氏名、—————、—————さん、譲渡人、住所・氏名、—————、—————さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字—————、地目は田、面積は511平方メートルの1筆です。転用の目的は駐車場です。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、—————区内、井戸下郷区公民館の北に約400メートルの場所です。

次に、申請の事由ですが、現在、店舗内の駐車台数5台ほどの広さで、客席数27席及び従業員及びパートの駐車台数を考慮した場合、他の場所におおむね20台ぐらいの駐車スペースが必要と考え、この場所が最適地かと思い決めました。ということです。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図をごらんください。土地造成は511平方メートルです。利用計画は駐車場、従業員車両・来客用車両20台です。

次に資金計画ですが、—————
—————ということです。現在お返ししております申請書に、—————
—————も添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、県道長瀬玉淀自然公園線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当推進委員の齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 こちらは16日に現地を確認させていただきました。井戸の大手桜の反対側に—————が出来たんですけども、その駐車場の関係でございます。そういうことを見まして、桜の時期、混雑しているときは、この該当、申請が上がっている土地等は既に駐車場として使っている形跡もありますので、ちょうど店にとっては、非常に利便性が高い土地だと思います。やむなしと考えます。

以上です。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

4番、中川知久委員の説明をお願いします。

○中川知久委員 4番の中川です。

これも先日の16日に確認に行っただけで、つい最近、申請が出てきて、してもらって、——この駐車場として、今の駐車場が狭いということで、その土地を駐車場にしたいということでございます。井戸の最後の田んぼではございますが、現在は作付けしていた——さんが亡くなって、それからあとは何もつくってもなく、草地になっておりますので、別に問題はないと思います。

以上です。

○議長 中川委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議がないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続いて、農地法第5条 番号3、——氏の所有地を——氏が「運動場敷地拡張」へ転用するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号 農地法第5条、番号3についてご説明いたします。

番号3、譲受人、住所・氏名、——、——さん、譲渡人、住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字——、地目は畑、面積は852平方メートルの1筆です。転用の目的は運動場敷地拡張で追認となります。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、————区内、梁瀬神社の東南、約400メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、申請地に隣接する土地で、経営する民宿の運動場として利用していましたが、野球場やサッカー場として利用するため、敷地の拡張を行いました。農地転用許可を経ずに、運動場として転用しましたことは、まことに申しわけございませんでした。引き続き運動場として利用したいので、違法状態を是正するため申請するものです。ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図をごらんください。土地造成は852平方メートルです。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内にあり、町道矢那瀬40号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 染野です。

5月18日の日に事務局、浅見さんと、それから田端さんで行きました。もう既にグラウンドになっているんですね。ですから、これはやむなしということでございます。

以上です。

○議長 染野亘志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

10番、田端久子委員の説明をお願いします。

○田端久子委員 10番、田端です。

18日の日に事務局の浅見さん、推進委員の染野さんと現場に行ってきました。染野さんの言われたとおり、広いグラウンド場で、きれいになっていて、何も問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○議長 田端久子委員の説明が終わりました。

本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議がないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条 番号3、——氏の所有地を——氏が「運動場敷地拡張」へ転用するための許可申請について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号 農地法第5条、番号4についてご説明いたします。

番号4、譲受人、住所・氏名、——、——さん、譲渡人、住所・氏名、——、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字矢那瀬字——、地目は畑、面積は714平方メートルの1筆です。転用の目的は運動場敷地拡張で追認となります。

権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、梁瀬神社の東南、約400メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、申請地に隣接する土地で、経営する民宿の運動場として利用していましたが、野球場やサッカー場として利用するため、敷地の拡張を行いました。農地転用許可を経ずに、運動場として転用しましたことは、まことに申しわけございませんでした。引き続き運動場として利用したいので、違法状態を是正するために申請するものです。ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もごらんください。土地造成は714平方メートルです。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等に存在する、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第

2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内にあり、町道矢那瀬40号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に担当推進委員、染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 こちらについても、先ほどの一さんの場所と同じ、もうグラウンドが既にできていますし、ただ後処理をするということでございます。

以上です。

○議長 染野亘志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

10番、田端久子委員の説明をお願いします。

○田端久子委員 10番、田端です。

こちら18日の日に、浅見さん、染野さんと行ってきました。同じグラウンドの中にあつて、何も問題ないと思いましたので、審議をよろしく願います。

○議長 田端久子委員の説明が終わりました。

本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議がないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条 番号5、————氏所有の農地を————氏が「専用住宅の建設」へ転用するための許可申請について、審議します。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号 農地法第5条、番号5についてご説明いたします。

番号5、譲受人、住所・氏名、————

—、——さん、譲渡人、住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字——、地目は畑、面積は261平方メートルの1筆です。転用の目的は専用住宅の建設です。権利の内容は、使用貸借となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——内、長瀬第一小学校の東、約300メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、現在、秩父市内のアパートにて暮らしていますが、日常手狭となってきております。今後のことも考え、実家近くに持ち家を建てたいと考えておりましたので、母と相談の上、母所有の上記申請地を借り受けることとしました。ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図もごらんください。土地造成は261平方メートルです。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道幹線25号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

続いて、担当区域推進委員の中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 4月17日に事務局の浅見さんと村田茂さんと3人で現地確認に行ってきました。場所は、今、事務局の浅見さんの説明したとおり、長瀬——というところにあるところで、親御さんの隣の土地になっております。よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

8番、村田茂委員の説明をお願いします。

○村田茂委員 村田です。

去る17日に事務局と中井推進委員とともに現地確認に行っていました。

場所については、長瀬第一小学校から桜新道に抜ける道がありますが、あの道路の脇になります。それで、現況、両隣、住宅に囲まれておりますので、住宅を建てるのに別に問題な

いと思います。どうぞ審議よろしくをお願いします。

○議長 村田委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議がないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号6、———氏所有の農地を———氏が「資材置場」へ転用するための許可申請について、審議を行います。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号 農地法第5条、番号6についてご説明いたします。

番号6、譲受人、住所・氏名、———、———さん、譲渡人、住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字———、地目は畑、面積は221平方メートルの1筆です。転用の目的は資材置場です。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、長瀬町中央公民館の北東に約250メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、石材業を営んでおりますので、資材置場として使用いたしたく申請いたします。ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図もごらんください。土地造成は221平方メートルで、利用計画は資材置場、御影石3トン、敷砂利10立方メートル、砂5立方メートルです。

次に資金計画ですが、———ということです。現在お回ししています申請書に、———も添付されていますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化

調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、町道幹線30号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当推進委員、高田幸好委員の説明をお願いします。

○高田幸好委員 高田です。

本件につきましては、19日に事務局の浅見さんと、それから櫻井委員で、3名で現地を確認させていただきました。ここは町道から、この申請地の後ろに譲受人の住まいが建っておりますので、特に問題ないというふうに判断をいたしました。

以上です。

○議長 高田幸好委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

2番、櫻井汪委員の説明をお願いします。

○櫻井汪委員 2番、櫻井です。

先ほど推進委員の高田さんから言われましたように、19日に事務局の浅見さん、推進委員の高田さん、3名で現地を確認いたしました。推進委員のおっしゃるとおり、地図上で言うと、——は、南側なんです、それは既に住宅地となっております、境界線も、最近の境界線ではなく、推測ですけれども、当時の売買のときの境界線だと思うんですけれども、しっかりした境界線が入っていました。両サイドも地元の人なので、特に問題ないと思いますので、ご審議、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 櫻井汪委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。ご異議のない方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 異議がないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思います。

◎農地利用集積計画について

◎農用地利用配分計画について

○議長 続いて、議案第4号、議案第5号については関連がございますので、まとめて説明をお願いします。

○事務局 議案第4号と第5号、農地利用集積計画についてと農用地利用配分計画については、関連性があるので、あわせて説明をさせていただきます。

議案第4号と議案第5号は、農地中間管理事業に関連する案件のため、農地中間管理事業について、説明します。

農地中間管理事業は、農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借り受け、地域で農地の借り受けを希望する者を公募して、応募した者の中から適切な貸付相手を選定し、貸付を行う事業になります。なお、埼玉県では公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理機構として指定を受けております。

中間管理機構が農地を借り受けるに当たっては、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地中間管理機構が借り受け、農地中間管理機構から借り受けを希望する者に貸し付けるに当たっては農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画により中間管理機構が貸し付けることとなります。農用地利用集積計画は町で定めるものですが、計画を定めるに当たっては、農業委員会の決定を得る必要があります。

議案第4号はこの農用地利用集積計画を定めるため、農業委員会の決定を求められるものです。

また、農用地利用配分計画は農地中間管理機構が定めるものですが、計画を定めるに当たり、農業委員会の意見を聞き市町村が計画案を定めるものとされています。

議案第5号はこの農用地利用配分計画案を定めるため農業委員会の意見を求められるものです。

以上で農地中間管理事業の説明は終わらせていただきます。

議案第4号の説明をこれからさせていただきます。本件は、農地中間管理事業として、農

地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

それでは、計画の内容を説明します。

借受人、住所・氏名、—————、—————、—————、—————さん、貸付人、住所、氏名、—————、—————さん。

権利を設定する土地は、所在地、大字野上下郷字—————の1筆です。地目は台帳、現況いずれも畑、面積は595平方メートルとなります。次に設定する利用権ですが、利用権の種類は、賃借権の設定になります。また、内容は蕎麦、始期、存続期間については、平成31年7月1日から平成41年6月30日までの10年間です。賃借料は10アール当たり—————円。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、辻区内、長瀬町中央公民館北東約500メートルにある土地です。

以上で議案第4号の説明を終わります。

続いて、議案第5号 農用地利用配分計画の意見についてご説明をいたします。

議案第4号は農地所有者から埼玉県農林公社が農地を借り受けるための利用権の設定を決定していただくものですが、議案第5号は、埼玉県農林公社が借り受けを希望する者に対して貸し付けるための農用地利用配分計画について、町からの依頼により意見を求められ、審議をお願いするものです。

意見を求められている事項は、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業を常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付の適否などについて判断をお願いするものです。それでは計画の内容を説明します。

賃借権の設定等を受ける者の氏名、住所、—————、—————、賃借権の設定等を受ける土地は、議案第4号と同様で大字野上下郷字—————です。現況地目は畑、面積は595平方メートルとなります。この土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者はありません。

設定する権利ですが、権利の種類は、賃借権の設定。利用内容は普通畑で、具体的には蕎麦となります。貸借期間の始期は平成31年7月1日、終期は令和10年6月30日、期間は10年間です。借賃は10アール当たり—————円となります。支払い方法は口座振替または振込となります。

—————さんは、既に町内の畑で蕎麦を作付しておりまして、この土地について

も同様の品目の作付を計画していることから、計画案については、特に意見はないものと考えております。

なお、本件につきましては、町で農業委員会の意見を聞いた後、計画案を埼玉県農林公社へ提出し、埼玉県農林公社が計画を決定して、埼玉県知事が認可、公告を行い、貸借権が設定されるようになります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより本件に対する、議案第4号 農用地利用集積計画についてに対する採決を行います。

本件は、申し出のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 異議がないと認めます。よって、本件は申し出のとおり決定いたします。

続いて、議案第5号 農用地利用配分計画についてに対する採決を行います。

本件は、配分計画案について、意見なしで報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(賛成者挙手)

○議長 異議がないと認めます。よって、本件は、配分計画案について意見なしと報告したいと思います。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、5月の委員会日程でございます。

5月の委員会は27日月曜日、午後1時30分からとしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 委員会終了後、午後2時30分より農振協議会を開催する予定になっております。

では、27日月曜日、午後1時30分にしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、本日予定した審議は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。まことにご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局長 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時37分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成31年年4月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 小 菅 辰 彦

署名委員 村 田 茂